

グリーン調達

化学物質使用ガイドライン

2006年7月からのEU有害化学物質使用規制RoHS指令施行に対応して、日立電線では2002年度からRoHS指令対象である六価クロム・鉛・水銀・カドミウム及びPBB・PBDEの6物質について全廃・削減に取り組んでいます。この取組みの一環として、日立電線が製品用として購入する原材料・部品・デバイス・ユニットに含有する化学物質に関して、RoHS指令対象の6物質に加えて塩化

パラフィン・アゾ化合物や化学物質審査規制法で禁止されている物質など14物質についての使用ガイドラインを定め、取引先への調査依頼と全廃・削減のお願いをしました。調査は02年8月から開始し、主な取引先429社から調査回答を戴きました。取引先の協力を得て順次削減や全廃をはかっていきます。

製品含有化学物質使用ガイドライン概略(顧客仕様品は除きます)

物質名	全廃・削減時期など
六価クロム	03 / 6全廃 (一部製品については例外として 05 / 3)
鉛	購入仕様書により個別に規定
水銀	02 / 6全廃 (一部製品については例外として 05 / 3)
カドミウム	禁止
PBB類	購入仕様書により個別規定 (05 / 3 全廃)
PBDE類	購入仕様書により個別規定 (05 / 3 全廃)
ポリ塩化ビフェニール	禁止
ポリ塩化ナフタレン	禁止
有機すず化合物	禁止
石綿	禁止
ポリ塩化ビニル	購入仕様書により個別規定
塩化パラフィン類	購入仕様書により個別規定
アゾ化合物	購入仕様書により個別規定
PBB・PBDE以外の臭素系難燃剤	購入仕様書により個別規定

本ガイドラインは2003年度に改訂し、物質数を追加する計画です。

社内管理体制

電線の被覆部の製造に使用するコンパウンドは、購入した原材料ベースポリマに安定剤や着色剤を工場内で配合して製造しています。コンパウンドにカドミウムやその他ガイドライン対象の重金属が含まれていないことを確認するため、ICP発光分析装置と蛍光X線装置とを用いてロット毎に分析しています。また、製造部門が分析部門

へ分析を依頼するエントリー作業から、材料分析の実施、結果のまとめまでをすべてネットワーク上で処理出来るようにし、抜けのない迅速な対応が出来るシステムを構築運用して、化学物質の管理と保証が出来る体制をとっています。

